

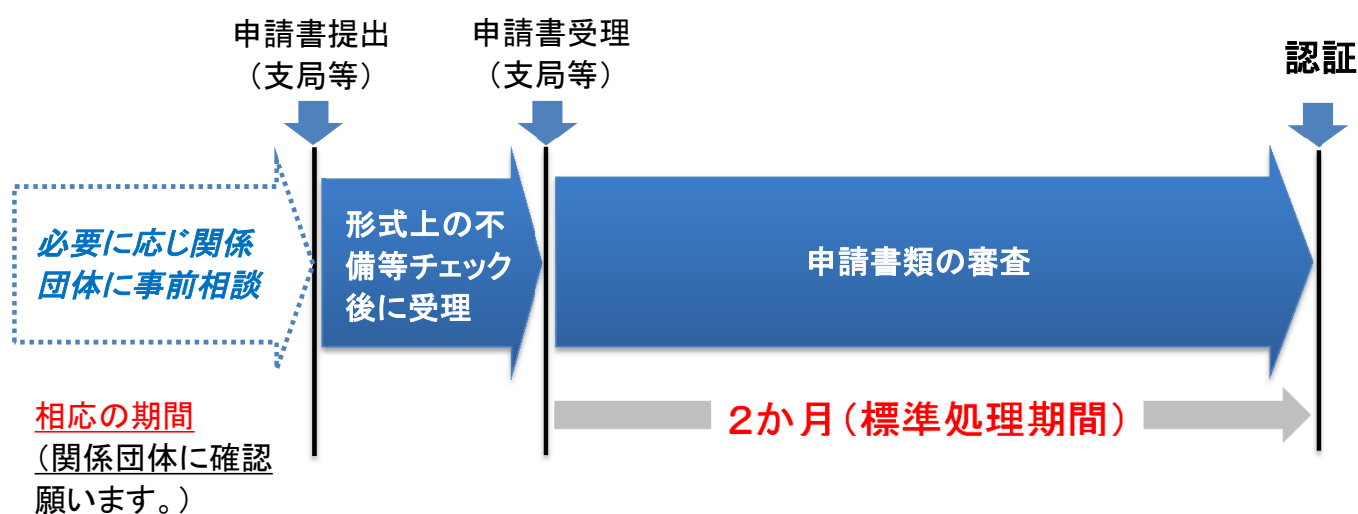
自動車特定整備事業者の皆様へのお願い

認証工場の申請には十分な期間の 余裕をもって申請お願いいたします

令和2年4月に自動車特定整備制度が始まりました。
電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の修了者数については順調に増加しておりますが、電子制御装置整備に係る認証数については、修了者数と比較し申請件数が増加しておらず、今後、申請が一定期間内に集中し、審査に相応の時間を要することが想定されます。

整備事業者の皆様におきましては、十分な期間の余裕をもって申請していただくようご協力よろしくお願
いいたします。

【整備事業者の申請から認証までのイメージ】



長野運輸支局 検査・整備・保安部門

長運整第 765 号の 3
令和 3 年 2 月 12 日

自動車特定整備事業者 殿

北陸信越運輸局長野運輸支局長



「自動車特定整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び標準処理期間
について」（平成 6 年 8 月 22 日付け自整第 216 号）の標準処理期間に関
する取扱いについて

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別紙写し（令和 3 年 2 月 10 日
付け北信技整第 240 号）のとおり通知がありましたので、了知されるとともに認証申請
の平準化及び計画的な申請等について協力願います。

北信技整第 240 号
令和 3 年 2 月 10 日

管内各運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公 印 省 略)

「自動車特定整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び標準処理期間について (平成 6 年 8 月 22 日付け自整第 216 号)」の標準処理期間に関する取扱いについて

標記について、自動車局整備課長より別紙のとおり通達があったので、了知されるとともに、各自動車整備振興会に対し、認証申請の早期の申請及び平準化並びに計画的な申請等について指導されたい。



国自整第 284 号
令和 3 年 2 月 5 日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

「自動車特定整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び標準処理期間について（平成 6 年 8 月 22 日付け自整第 216 号）」の標準処理期間に関する取扱いについて

令和 2 年 4 月に自動車特定整備制度が施行されたことに伴い、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習については、新型コロナウイルスに対する感染防止対策を講じ実施したことにより、修了者数が順調に増加しているところである。

しかしながら、電子制御装置整備に係る自動車特定整備事業の認証数については、整備主任者等資格取得講習修了者数から鑑みると申請が低迷している状況であり、今後、認証の申請が一定の期間に集中することが想定される。

については、認証申請が増大した場合、審査等に相応の時間を要することとなるため、標準処理期間について下記のとおりとしたので了知されたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会長に対し、別添のとおり通知したので、運輸支局等においては、各自動車整備振興会に対し、認証申請の早期の申請及び平準化並びに計画的な申請等について指導されたい。

記

自動車特定整備事業の認証において、令和 3 年 3 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間に申請（「対象とする整備の種類」、「対象とする装置の種類」等の申請を含む。）されたものについては、別紙「I. 自動車特定整備事業の認証」中、「2. 標準処理期間」に定める期間を「2 か月」とする。



自動車分解整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び標準処理期間について

(自整第216号、平成6年8月22日)

行政手続法（平成5年法律第88号）については、本年10月1日から施行される予定となっているが、その施行に先立ち、認証、認定及び指定の審査に係る審査基準・標準処理期間（以下「審査基準等」という。）の設定及び公表（同法第5条及び第6条）を本年9月1日から前倒しして実施することとなった。

このため、審査基準等を別紙のとおり定めたので、貴局管内の陸運支局等に対し周知されたい。

また、審査基準等の公表については、申請者等の利便性、事務の効率性等を勘案して、個別法令及び通達ごとに取りまとめ、ファイルしたものを窓口に備え付ける等、運輸局等の担当課により、適切に行われるよう徹底されたい。

なお、(社)日本自動車整備振興会連合会に対し、別添のとおり通知したので申し添える。

別紙

自動車分解整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び標準処理期間

自動車分解整備事業の認証、優良自動車整備事業者の認定及び指定自動車整備事業の指定の審査については、道路運送車両法、道路運送車両法施行規則、優良自動車整備事業者認定規則及び指定自動車整備事業規則の規定によるほか、次により行うものとする。

I. 自動車分解整備事業の認証

1. 審査基準

次の通達に基づき審査するものとする。

- (1) 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行について（昭和58.5.23 自整第126号・自安第100号）」中3.の部分
- (2) 「自動車分解整備事業認証業務資料の送付について（昭和26.10.10 自整第47号）」中第77条から第80条の部分
- (3) 「水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正について（昭和56.12.3 自整第220号）」

2. 標準処理期間

1か月とする。

II. 優良自動車整備事業者の認定

1. 審査基準

次の通達に基づきそれぞれ審査するものとする。

(1) 一種整備工場及び二種整備工場の認定

- ① 「優良自動車整備事業者認定規則の運用について(昭和42. 1. 21 自整第7号)」
- ② 「優良自動車整備事業者の一種整備工場及び二種整備工場の認定の取扱等について(昭和43. 9. 21 自整第179号)」

(2) 特殊整備工場(車体整備作業(一種)及び車体整備作業(二種))

- ① 「優良自動車整備事業者認定規則の運用について(昭和42. 1. 21 自整第7号)」
- ② 「優良自動車整備事業者の特殊整備工場(車体整備作業(一種)及び車体整備作業(二種))の認定の取扱等について(昭和62. 1. 12 地備第334号)」

(3) 特殊整備工場(電気装置整備作業)

- ① 「優良自動車整備事業者認定規則の運用について(昭和42. 1. 21 自整第7号)」
- ② 「優良自動車整備事業者の特殊整備工場(電気装置整備作業)の認定の取扱等について(昭和63. 7. 7 地備第197号)」

(4) 特殊整備工場(タイヤ整備作業)

- ① 「優良自動車整備事業者認定規則の運用について(昭和42. 1. 21 自整第7号)」
- ② 「優良自動車整備事業者の特殊整備工場(タイヤ整備作業)の認定の取扱等について(昭和63. 7. 7 地備第198号)」

2. 標準処理期間

1か月とする。

Ⅲ. 指定自動車整備事業の指定

1. 審査基準

Ⅱ-1-(1)による他、「指定自動車整備事業規則等の取扱いについて(昭和46. 3. 31 自整第91号)」に基づき審査するものとする。

2. 標準処理期間

1～1.5か月とする。

国自整第 284 号の 2
令和 3 年 2 月 5 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「自動車特定整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び標準処理期間について（平成 6 年 8 月 22 日付け自整第 216 号）」の標準処理期間に関する取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し、電子制御装置整備に係る認証の申請について、早期の申請及び申請の平準化並びに計画的な申請等について指導願うとともに周知徹底方お願い致します。

別添

国自整第 284 号

令和 3 年 2 月 5 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「自動車特定整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び標準処理期間について（平成 6 年 8 月 22 日付け自整第 216 号）」の標準処理期間に関する取扱いについて

令和 2 年 4 月に自動車特定整備制度が施行されたことに伴い、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習については、新型コロナウイルスに対する感染防止対策を講じ実施したことにより、修了者数が順調に増加しているところである。

しかしながら、電子制御装置整備に係る自動車特定整備事業の認証数については、整備主任者等資格取得講習修了者数から鑑みると申請が低迷している状況であり、今後、認証の申請が一定の期間に集中することが想定される。

については、認証申請が増大した場合、審査等に相応の時間を要することとなるため、標準処理期間について下記のとおりとしたので了知されたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会長に対し、別添のとおり通知したので、運輸支局等においては、各自動車整備振興会に対し、認証申請の早期の申請及び平準化並びに計画的な申請等について指導されたい。

記

自動車特定整備事業の認証において、令和 3 年 3 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間に申請（「対象とする整備の種類」、「対象とする装置の種類」等の申請を含む。）されたものについては、別紙「I. 自動車特定整備事業の認証」中、「2. 標準処理期間」に定める期間を「2 か月」とする。